

# 逗子市からのお知らせ

## 公園としての利用方針を決定

2011年（平成23年）12月13日

池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用について、11月29日、財務省関東財務局が公園敷地としての利用方針を決定しました。

### ◇公園としての使用により無償での貸し付けが受けられます

池子住宅地区の土地は、大部分が国有地であるため、市が使用する場合は、財務省関東財務局の同意が必要となります。共同使用の目的を「市民が自由に利用できる公園」と位置付けた申請を受け、関東財務局は11月29日、逗子市池子外に所在する国有地について、都市公園敷地として市に使用させる方針を決定しました。

国有財産法は、「地方公共団体が国有地を公園敷地として使用する場合には、無償で貸し付けることができる」となっており、今回の決定によって、市が無償での貸し付けを受けられるという目途が立ちました。

### 一日も早い公園の整備に向けて

市は、約40ヘクタールの土地の共同使用が浮上した当初から、財務省関東財務局及び防衛省南関東防衛局に対し、土地の無償での貸し付けを要請してきました。今回の利用方針の決定は、これまでの市の要請を受け止めていただいたもので、市にとって最良の形で、共同使用の実現に大きく歩を進めることができたと考えています。

今後は、日米間での協議を一層推進していただき、早期に日米合同委員会での承認が得られるよう、防衛省へ要請してまいります。

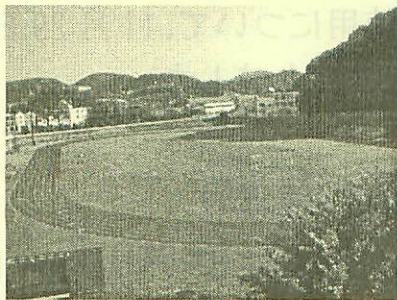
逗子市長 平井 竜一



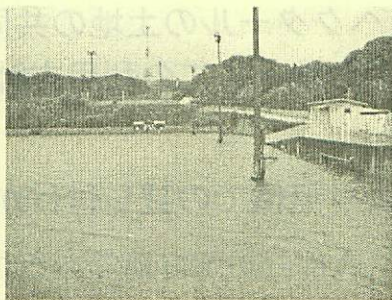
## ◇共同使用地内にある既存の施設

約40ヘクタールの共同使用地の中には、運動施設として400mトラック(兼調整池)、野球場2面(1面は少年用)、テニスコートがあり、そのほか、池子住宅地を建設する際に埋蔵文化財調査によって発掘された文化財を展示している池子遺跡群資料館・シロウリガイ類化石(約300万年前に形成)展示場、芝生が広がるキャンプ場、樹林の中には遊歩道があります。公園の整備にあたっては、皆さんから意見をお聞きし、また、米軍からの要件との調整もしながら、既存の施設や自然を極力活かした、市民の皆さんが安全に利用できる公園にしたいと思っています。

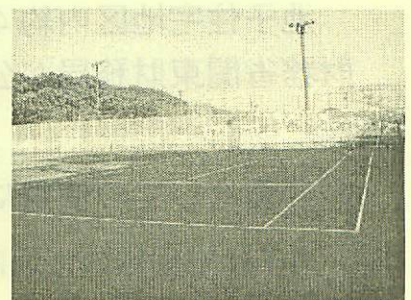
400mトラック兼調整池



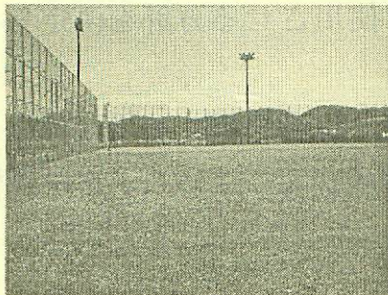
大雨時の400mトラック



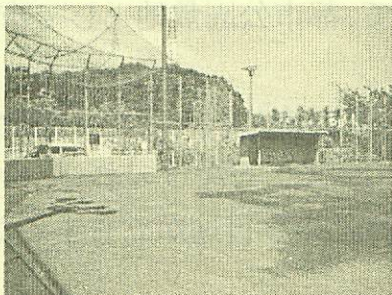
テニスコート(3面)



野球場(大)



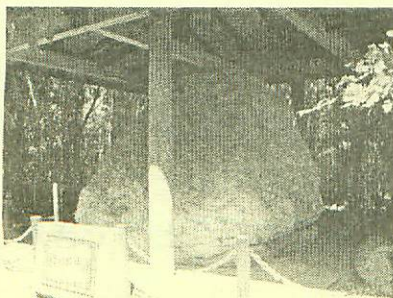
野球場(小)



遊歩道



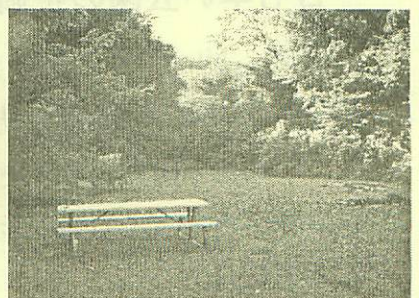
シロウリガイ類化石展示施設



池子遺跡群資料館



キャンプ場



逗子市経営企画部基地対策課

249-8686 逗子市逗子5-2-16

046-873-1111(内線331) 046-873-4520(FAX)

kichi@city.zushi.kanagawa.jp